

奈良県 福祉部・こども家庭局 関係団体・機関殿

新型コロナウイルスの第21回関連情報を送付いたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

第18回関連情報として、高齢福祉・障害福祉関係の社会福祉施設等における対応マニュアルを送付しておりますが、今般、奈良県新型コロナウイルス対策本部より、平成21年12月28日付けで「学級閉鎖基準の変更」が通知されたことを受けて、対応マニュアルの改訂版を送付申し上げます。

今回の変更箇所は14頁のみで、下線（波線）部分に変更され、表が追加されております。

#### 第21回送付資料

1. 『社会福祉施設等（高齢福祉、障害福祉関係）における新型コロナウイルスへの対応マニュアルー改訂版ー』

奈良県福祉部総務室  
(ダイヤルイン 0742-27-8504)

(参考) リンク先

奈良県ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

平成22年1月改訂版

# 社会福祉施設等における (高齢福祉、障害福祉関係)

## 新型インフルエンザへの 対応マニュアル

このマニュアルは、高齢福祉・障害福祉の各種施設やサービス事業所等を想定して、新型インフルエンザへの対応手順をとりまとめたものです。施設等におかれましては、このマニュアルを参考にして、個々の施設特有の条件等も考慮し、状況に応じた的確な対応が可能となるよう、ご準備をお願いいたします。

平成 21 年 10 月

奈良県福祉部

## 目次

頁

### I 患者発生前の対応

1. 情報の取扱いについて	1
2. 事前の準備について	2
3. 感染予防について	3
4. 対象者別の感染防御の徹底について 【入所施設利用者】【通所施設利用者】 【基礎疾患を有する者及び妊婦等】 【職員】【面会等施設内立入者】	4
5. 施設種別ごとの留意事項 【入所施設】 【通所施設】 【居室を訪問して行うサービス事業所】	6 7 8

### II 患者発生時の対応

1. 入所施設	9
(1) 入所者に感染の疑いがある場合	
(2) 入所者に感染の疑いがある場合	
(3) 職員に感染の疑いがある場合	
(4) 職員に感染を確認した場合	
(5) 職員が感染を確認した場合	
(6) クラスタースーパーウイルスへの協力	
2. 通所施設	12
(1) 利用者に感染の疑いがある場合	
(2) 利用者による感染の疑いがある場合	
(3) 職員に感染の疑いがある場合	
(4) 職員に感染を確認した場合	
(5) クラスタースーパーウイルスへの協力	
(6) 休業の参考標準について	
3. 居室を訪問して行うサービス事業所	15
(1) 利用者に感染の疑いがあるいは感染確認がある場合	
(2) 職員に感染の疑いあるいは感染確認がある場合	
別添 「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係る 今後のクラスタースーパーウイルスへの協力について」 (平成21年7月28日付け、福総第25号)	16
別紙 「クラスタースーパーウイルスへの協力対象となる 社会福祉施設等」	21
新型コロナウイルス感染症への対応項目チェックシート	22

## I 患者発生前の対応

### 1. 情報の取扱いについて

(1) 施設において情報取扱担当者を定めて、施設の医療相談の関係先（嘱託医や提携医療機関）について、緊急時の取扱も含めて連絡体制を整える。

(2) 情報取扱担当者は、県のホームページ等をチェックし、継続的な情報収集\*を行う。

※県からは、「新型コロナウイルス感染症関連情報」として国や県の参考情報を、適宜メール等でお知らせしております。また、クラスターサーベイランスによる新型インフルエンザの発生状況についても、定期的に情報提供してまいります。

(3) 情報取扱担当者は、県や市町村との間で情報連絡を行う体制（電子メール及びFAX、電話）を整える。

※1 県と施設間の緊急連絡のため、入所施設にあっては事務局及び担当者名、通所施設にあっては事業所管理者等の氏名及び連絡先を、県担当課に既に通知いたしております。

担当者の変更等がある場合は、速やかに連絡願います。

※2 なお、県の担当課及び連絡先（夜間等は宿直室）は次のとおりですので、**重大事案（死亡事例等）**については夜間・休日も含め速やかに連絡願います。

#### 県の担当課及び連絡先

【平日（開庁日）ー午前8時30分～午後5時30分ー】

所管事項	担当課	直通電話
障害福祉関係施設	奈良県福祉部 障害福祉課	0742-27-8517
高齢福祉関係施設	奈良県福祉部 長寿社会課	0742-27-8524
全般・通知関係	奈良県福祉部 総務室	0742-27-8504

【夜間（上記以外）の連絡先及び休日（開庁日）】

奈良県総務部知事公室 防災統括室 宿直室

①0742-27-8944（直通）

あるいは

②0742-22-1001（代表）→内線2291・2292

(4) 情報取扱担当者は、職員連絡網、利用者・家族等への連絡網の維持管理を行うとともに、掲示板等、施設内での情報連絡体制を整える。

## 2. 事前の準備について

### (1) 患者発生時の対応

- ① 施設長が指名する者で構成する「施設内感染対策委員会」等の組織を設け、新型インフルエンザについての対策・手引き等に基づき、発生時の対応を確認しておく。
- ② 施設の医療相談の関係先（嘱託医や提携医療機関）との間で、感染患者の発生時における対応について打合せを行う。
- ③ 感染患者の発生時、隔離する個室（部屋の確保が困難な場合は、カーテン等の仕切り対応を検討する）の確保を検討する。

### (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等

- ① 利用者と職員を対象として、重篤化の危険性がある基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者及び妊婦等について、対象者を把握する。
- ② 対象者について、かかりつけ医等との連携体制を整える。

### (3) 備蓄物品等

- ① マスクや手袋、消毒剤等の感染予防物品の備蓄状況を検討し、所要量の確保を行う。
- ② 解熱剤等の医薬品の備蓄状況については、医療機関等とも協議検討し、所要量の確保を行う。
- ③ 調理職員が確保できない場合等も想定して、緊急時の食糧、日用品等の備蓄状況を検討し、所要量の確保を行うとともに、外部機関からの食糧調達等も検討する。

### (4) 想定訓練

- ① 利用者及び職員からの感染患者の発生を想定した訓練を行う。
- ② 訓練の結果をふまえて、手引き等の見直しを始め、改善検討を行う。

### 3. 感染予防について

#### (1) 日常の健康管理

利用者及び職員ともに以下の点に留意して、感染予防に努める。

- ① 日頃からバランスよく栄養をとるとともに、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高める。
- ② 定期健康診断等で健康状態を把握するとともに、可能な限りインフルエンザ(季節性)予防接種を受け、健康管理に努める。

#### (2) 基本的な感染予防対策の周知徹底

感染予防について職員研修を行い、必要な知識と基本的な対応方法を習得する。

また、利用者へも必要な感染予防対策を周知する。

- ① マスクの正しい使い方
- ② 手洗い・うがいの手順
- ③ 咳エチケットと屋内換気の励行
- ④ 清掃・消毒の方法
- ⑤ 体液や排泄物の取扱方法
- ⑥ ガウン・テクニックス\* (感染症の感染を予防衣の着用によって防ぐ)

※ 今回の新型インフルエンザは強毒性ではないため、  
ガウンの着用は必須ではないが、他の強毒性病原体の  
流行に備え、着用方法を理解しておくことが望ましい。

#### 4. 対象者別の感染防御の徹底について

県内及び近隣府県で感染が拡大している状況においては、施設の利用者（入所者、通所者）、面会者、職員、委託業者等においては、手洗いやうがい、マスクの着用を励行し、咳エチケットを徹底し、患者発生地への外出、人混みや繁華街への外出を控えるよう要請する。

さらに、対象者ごとに注意すべき事項は以下のとおり。

##### 【入所施設利用者】

- ① 利用者の健康観察（検温等）と、インフルエンザ様症状\*の早期発見・早期受診に努める。
- ② 入所者が外泊する際には、予め外泊先においてインフルエンザ様疾患に罹患している者がいないか確認する。
- ③ 入所者が帰所する際には、特に健康観察を慎重に行い、外泊先でインフルエンザ様疾患に接触していないか等確認を行う。

※ インフルエンザ様症状

→ 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

・ ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。

・ 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう。

ア) 鼻汁もしくは鼻閉    イ) 咽頭痛    ウ) 咳

##### 【通所施設利用者】

- ① 利用者の健康観察（通所前の検温等）と、インフルエンザ様症状の早期発見に努める。
- ② インフルエンザ様症状の認められた利用者の利用停止や医療機関への受診勧奨を徹底する。
- ③ 家庭内及び通所時の感染防止を徹底する。

##### 【基礎疾患を有する者及び妊婦等】

- ① 重篤化の危険性がある基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者及び妊婦等については、特に注意を払って、インフルエンザ様症状の有無を確認するとともに、感染防止の徹底を図る。
- ② かかりつけ医等との連携体制を確認する。

## 【職 員】

- ① 職員の健康観察（出勤前の検温等）と、インフルエンザ様症状の早期発見に努める。
- ② インフルエンザ様症状の認められた職員の出勤停止や医療機関への受診勧奨を徹底する。
- ③ 家庭内及び通勤時の感染防止を徹底する。
- ④ 時差出勤等を容認するなど、職員等の感染機会を減らすための工夫を検討する。

## 【面会等施設内立入者】

- ① 立入者には、氏名連絡先の記載を依頼する。
- ② 家族等との面会（※）を制限する場合も想定して、面会室の設定など対応方法を検討し、利用者や家族等に対して十分な説明を行う。

※今般の新型インフルエンザウイルスの特性等に鑑み、  
ア 当該施設及びその近辺において新型インフルエンザが発生していない場合や  
イ 家族等又はその近辺に居住する者にインフルエンザ様症状を有する者がいない  
場合  
については、基本的に面会の制限は行う必要はない。

## 5. 施設種別ごとの留意事項

### 【入所施設】

#### ◆事前の準備

- ① 具体的な隔離対応策（個室等）を検討する。
- ② 基礎疾患を有する者等については、かかりつけ医と相談の上、感染時の入院先等を確認する。

◆県内及び近隣府県で感染が拡大している状況においては、以下の事項に留意して対応する。

- ③ 利用者の外泊、不要不急の外出を自粛する。
- ④ 施設内療養を指示された場合を想定した、施設内での隔離体制を確認する。
- ⑤ 流行のピーク時には相当数の休業（欠勤）者が出ることが予想され、業務に与える影響も大きいいため、事業継続を可能とするような対応策（重要業務の絞り込み、効率的な運営、継続可能な人員配置等）を検討する。
- ⑥ 職員の中で基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、ローテーションの見直し等、勤務上の配慮を行う。

## 【通所施設】

### ◆事前の準備

- ① 社会的影響を考慮し、サービスの継続を基本とするが、感染患者の発生状況等を考慮して施設の自主的判断に基づく休業を含め、サービス提供の縮小や中止等を想定した対応策を検討する。  
(14 頁の「休業の参考標準」参照)
- ② 休業、サービス提供の縮小や中止等を行う場合、代替サービスが必要となる利用者について関係者等と協議する。
- ③ 居宅訪問サービスで代替対応できない利用者の有無を確認するとともに、その対応について検討する。

◆県内及び近隣府県で感染が拡大している状況においては、以下の事項に留意して対応する。

- ④ 施設の自主的判断に基づく休業を含め、県等から広域的な施設閉鎖の要請があった場合に備えて、施設の閉鎖等を想定した対応策について検討する。  
(14 頁の「休業の参考標準」参照)
- ⑤ 休業、サービス提供の縮小や中止等を行う場合、代替サービスが必要となる利用者に対して、関係者等と連携して、必要なサービスの提供に努める。
- ⑥ 居宅訪問サービスで代替対応できない利用者に対して、休業等を実施した場合においてもサービスの継続を検討する。
- ⑦ 職員の中で基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、ローテーションの見直し等、勤務上の配慮を行う。

## 【居宅を訪問して行うサービス事業所】

### ◆事前の準備

① 患者や濃厚接触者が活動した地域等における利用者に対するサービスについて  
は、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービスの提供前後にお  
ける手洗いやうがい、マスクの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を  
行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫  
を行う。

◆県内及び近隣府県で感染が拡大している状況においては、以下の事項に留意して  
対応する。

② 職員の中で基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれ  
が高いため、ローテーションの見直し等、勤務上の配慮を行う。

## Ⅱ 患者発生時の対応

### 1. 入所施設

#### (1) 入所者に感染の疑いがある場合

##### 【感染防御】

- ① 入所者が新型コロナウイルスに感染していると思われる場合、速やかに個室(またはカーテン等の仕切り措置による隔離スペース)に転室させる等の感染防止措置を講じる。
- ② 同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合、ベッド間の距離を2m以上離し、カーテン等でのベッド間仕切り等の対応を実施し、できるだけ接触を防ぐ。
- ③ 施設内感染対策委員会等を開催し、今後の対応方針を決定する。その際、感染予防物品の備蓄状況や使用方法を再確認する。
- ④ 介護・支援等の際は不織布製マスクと使い捨て手袋(必要に応じて使い捨てガウン)を着用した上、できるだけ同じ職員がサービスを提供する体制とするなどの対応を図る。
- ⑤ 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着するため、触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。

##### 【受診・有症者の早期発見】

- ⑥ 嘱託医等の助言を受け、必要に応じて保健所等に相談し、その指示に従って、当該入所者を一般医療機関等に受診させる。※受診時の移動等に際しては、マスク等の感染予防対策を講じる。
- ⑦ 他の利用者・職員にインフルエンザ様症状がないか確認し、利用者には有症者を発見した場合は①～⑤の対応をとり、職員には有症者を発見した場合は帰宅させ、速やかに医療機関を受診させる。
- ⑧ 基礎疾患を有する者等については、かかりつけ医と相談の上、医療機関等へ情報提供し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についての判断と指示に従う。
- ⑨ 感染者や濃厚接触者の家族等へ、状況や施設の対応方針について連絡する。

#### (2) 入所者の感染を確認した場合 (上記(1)に加えて以下の事項にも対応)

##### 【感染防御】

- ① 基礎疾患等のない入所者が感染した場合、基本的に施設において看護・介護を継続することが必要になる。ただし、  
ア 重症化の兆候を認める場合  
イ 施設状況等を勘案し、感染拡大のおそれがある場合  
には、入院治療となるため、医療機関等と相談の上、対応する。

② 原則として、感染者は個室に入室させ、室外への移動を制限する。複数の入所者が感染した場合、感染が確定していない者（濃厚接触者を含む。以下「非感染者」という。）とは別の部屋を用意し転室させた上で、非感染者との接触がないよう、室外への移動を制限する。

③ 濃厚接触者と判断された入所者は、個室に転室（個室の用意が不可の場合、濃厚接触者のみの居室を用意）させ、他の入所者との接触がないよう、7日間は施設内の移動を制限した上で、健康管理を徹底する。

④ 感染者を入所させる居室は、できるだけ一カ所にまとめ、感染者及び感染者を介護する従業員と、非感染者及び非感染者を介護する従業員と行動範囲が接しないように留意する。

#### 〔治療・感染拡大防止〕

⑤ 医師の指示に従い、新型インフルエンザに感染した入居者の服薬管理、患者の観察、記録等を行い、感染者の病態が急変した時は、速やかに医師に連絡し、入院等の適切な措置をとる。

⑥ 感染者の家族等へ連絡するとともに、利用者の家族等へ発生状況や施設の対応方針等について連絡する。

⑦ 職員の内、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、感染者の直接の看護・介護を避けるよう、勤務上の配慮を行う。

⑧ 感染者及び濃厚接触者以外の者の健康管理も徹底し、施設内の感染拡大を防止するため、次の事項に留意する。

ア 食堂に集まって食事をとる際には、おおむね2m程度、席の間隔をとること。

イ 共同のレクレーション等の人が集まる活動等を自粛すること。

ウ 入浴は、個浴又はシャワーとし同一時間帯における複数の入浴を避けること、又は清拭とすること等。

⑨ 施設外部からの人の出入りや接触等について、以下の点に留意する。

ア 家族等との面会に当たっては手洗いを励行するなど感染防止対策を徹底するよう求めるとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう行動範囲や面会場所を検討する。

イ 給食・リネン業者等、施設での生活維持のために必要な外部事業者に対しては、マスクや手袋の着用等の感染防止対策を徹底した上で、作業時間や行動範囲を制限する等、できる限り入所者や従業員との接触を避けるような対応を行う。

ウ 上記ア、イ以外の外部事業者の不要不急の出入りについてはできるだけ避ける。

(3) 職員に感染の疑いがある場合

〔受診・感染防御〕

- ① 出勤を停止させ、一般医療機関等を受診させる。
- ② 職員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や(職員聴取等により)触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。
- ③ 施設内感染対策委員会等を開催し、今後の対応方針を決定する。その際、感染予防物品の備蓄状況や使用方法を再確認する。

〔有症者の早期発見〕

- ④ 他の利用者・職員にインフルエンザ様症状がないか確認し、利用者から有症者を発見した場合は9頁(1)の①～の対応をとり、職員から有症者を発見した場合は上記①～③の対応をとる。

(4) 職員の感染を確認した場合 (上記(3)に加えて以下の事項にも対応)

〔治療・感染拡大防止〕

- ① 利用者の家族等へ発生状況や施設の対応方針等について連絡する。
- ② 職員が完治するまで(医師の判断によるが、発症翌日から7日を経過した日までを目安とする。)確実に休ませる。

(5) クラスターサーベイランスへの協力

◆施設長等は、入所者、職員等において、

- ・インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、
- ・その者を含め10名以上が
- ・インフルエンザの診断がなされた場合は  
保健所及び県福祉部総務室に連絡する。

→別添 「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスターサーベイランスの基準変更について」(平成21年10月9日付け、福総第42号) 参照

→別紙 「クラスターサーベイランスへの協力対象となる社会福祉施設等」 参照

## 2. 通 所 施 設

### (1) 利用者に感染の疑いがある場合

#### 〔感染防御〕

- ① 施設利用前に、利用者が新型インフルエンザに感染していると思われる場合、確実に休ませる。
- ② 利用開始後に、利用者が新型インフルエンザに感染していると思われる場合、家族に連絡し、可能な限り帰宅させる。帰宅までの間は、個室（またはカーテン等の仕切り措置による隔離スペース）に転室させる等の感染防止措置を講じる。
- ③ 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着するため、触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。
- ④ 介護・支援等の際は不織布製マスクと使い捨て手袋（必要に応じて使い捨てガウン）を着用した上、できるだけ同じ職員がサービスを提供する体制とするなどの対応を図る。

#### 〔受診・有症者の早期発見〕

- ⑤ 利用者(家族)に対して、医療機関を受診するよう助言する。
- ⑥ 利用中止後も、利用者(家族)と連絡を継続し、利用者の診断結果を確認する。
- ⑦ 施設内感染対策委員会等を開催し、今後の対応方針を決定する。その際、感染予防物品の備蓄状況や使用方法を再確認する。
- ⑧ 他の利用者・職員にインフルエンザ様症状がないか確認し、利用者には有症者を発見した場合は①～⑤の対応をとり、職員には有症者を発見した場合は帰宅させ、速やかに医療機関を受診させる。
- ⑨ 感染者や濃厚接触者の家族等へ、状況や施設の対応方針について連絡する。

### (2) 利用者の感染を確認した場合（上記(1)に加えて以下の事項にも対応）

#### 〔感染拡大防止〕

- ① 感染者の家族等へ連絡するとともに、利用者の家族等へ発生状況や施設の対応方針等について連絡する。
- ② 感染患者の発生状況等を考慮して、休業、サービス提供の縮小や中止等を行う場合、代替サービスの確認等、適切な措置を講じる。
- ③ 医師等の指示に従い、必要な場合は、保健所等へ感染状況を報告し、状況説明の上、助言・指示を受ける。
- ④ 14 頁の「(6)休業の参考標準について」に基づき、休業対応の検討を行う。

### (3) 職員に感染の疑いがある場合

#### [受診・感染防御]

- ① 出勤を停止させ、一般医療機関等を受診させる。
- ② 職員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や(職員聴取等により)触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。
- ③ 施設内感染対策委員会等を開催し、今後の対応方針を決定する。その際、感染予防物品の備蓄状況や使用方法を再確認する。

#### [有症者の早期発見]

- ④ 他の利用者・職員にインフルエンザ様症状がないか確認し、利用者から有症者を発見した場合は12頁(1)の①～の対応をとり、職員から有症者を発見した場合は上記①～③の対応をとる。

### (4) 職員の感染を確認した場合 (上記(3)に加えて以下の事項にも対応)

#### [治療・感染拡大防止]

- ① 利用者の家族等へ発生状況や施設の対応方針等について連絡する。
- ② 職員が完治するまで(医師の判断によるが、発症翌日から7日を経過した日までを目安とする。)確実に休ませる。

### (5) クラスターサーベイランスへの協力

#### ◆施設長等は、入所者、職員等において、

- ・インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、
- ・その者を含め10名以上が
- ・インフルエンザの診断がなされた場合は  
保健所及び県福祉部総務室に連絡する。

→別添 「社会福祉施設等における新型コロナウイルスに係るクラスターサーベイランスの基準変更について」(平成21年10月9日付け、福総第42号) 参照

→別紙 「クラスターサーベイランスへの協力対象となる社会福祉施設等」 参照

(6) 休業の参考標準について

- ① 原則として県から休業要請を行うことはなく、次に示す「休業の参考標準」をふまえ、個々の施設特有の条件等も勘案して検討し、各施設等の自主的な判断により休業を実施する。

休業の参考標準

設置者は、7日以内に同一施設において、インフルエンザの診断が報告された利用者が、3人以上の場合は、その施設を閉鎖(休業)する。閉鎖(休業)の期間は3人目の患者の診断が報告された翌日から5日間(土・日曜日を含む)とする。

- ② 各施設等において休業を実施する場合、地域の保健所、各市町村の担当課、県の担当課と緊密な連絡調整を行い、利用者や家族等に対する周知説明に努める。なお、休業を実施した場合、速やかに県の担当課へ報告する。
- ③ 各施設等の自主的な判断に基づき休業が原則だが、適切な感染拡大防止措置が講じられない、あるいは広域的な休業が必要とされる等の特別な事情がある場合は、県からの休業要請を行う場合もある。

※ ①の参考標準は、奈良県新型コロナウイルス対策本部が、平成21年8月26日に示した「学級・学年閉鎖及び休校の基準」に準拠したもののだが、平成21年12月28日には「学級閉鎖基準の変更」として、対策本部より下表の内容が示されている。しかしながら、変更後の基準における「欠席率」の考え方や変更理由は、必ずしも社会福祉施設等に当てはまるものではないため、(6) ①の「休業の参考標準」は変更しないこととする。

変 更 前	変 更 後
<p>① 設置者は、7日以内に同一学級において、インフルエンザの診断が報告された児童生徒が、3人以上の場合は、その学級を閉鎖する。</p> <p>② 閉鎖の期間は、3人目の患者の診断が報告された翌日から5日間(土・日曜日を含む)とする。</p>	<p>① 設置者は、インフルエンザの診断が報告された児童生徒が1人以上おり、かつ、その学級における「かぜ・インフルエンザ」による欠席率が急速に高くなった場合は、その学級の閉鎖を検討する。 欠席率<math>\geq</math>急速に高くなった場合の目安は、欠席率<math>\geq</math>およそ7日以内で10%～15%に達したときとする。</p> <p>② 閉鎖の期間は、閉鎖を決定した日の翌日から5日間(土・日曜日を含む)とする。</p>
<p>(変更の理由)</p> <p>1. 地域社会において、インフルエンザ患者がまん延している現状では、学校での休業措置は地域社会における感染拡大防止の効果は少ない。</p> <p>2. 児童生徒の半数近くが既に感染しているとの推計もあり、また、12月から児童生徒へのワクチン接種も開始されたことから、学校での感染拡大のスピードは今後減速していくと予測される。</p> <p>3. 学校間における患者発生状況に差があり、県下一律の基準ではなく、それぞれの学校の実情にあった対応が必要。</p> <p>4. 患者の発生状況が、11月末をピークに下降傾向にある。</p>	

### 3. 居宅を訪問して行うサービス事業所

#### (1) 利用者に感染の疑いあるいは感染確認がある場合

##### 【受診】

- ① 利用者が新型インフルエンザに感染していると思われる場合、利用者(家族)へ連絡し、利用者(家族)に対して、医療機関を受診するよう助言する。
- ② 利用者(家族)と連絡を継続し、利用者の診断結果を確認する。

##### 【感染防御】

- ③ 介護・支援等の際は不織布製マスクと使い捨て手袋(必要に応じて使い捨てガウン)を着用した上、できるだけ同じ職員がサービスを提供する体制とするなどの対応を図る。
- ④ 訪問介護サービス等を行う事業者等は、居宅介護支援事業者等と連携し、患者のかかりつけ医等とよく相談した上で、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続する。
- ⑤ 基礎疾患を有する者及び妊婦等である職員等がウイルスに暴露した場合には、医師の判断により、抗インフルエンザ薬の予防投与の必要性の有無が検討されるため、その指示に従う。

#### (2) 職員に感染の疑いあるいは感染確認がある場合

##### 【受診・感染防御】

- ① 出勤を停止させ、一般医療機関等を受診させる。
- ② 職員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や(職員聴取等により)触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。

##### 【有症者の早期発見・治療・感染拡大防止】

- ③ 他の利用者・職員にインフルエンザ様症状がないか確認し、有症者を発見した場合は、利用者の家族等へ発生状況や施設の対応方針等について連絡する。
- ④ 感染が確認された職員については、完治するまで(医師の判断によるが、発症翌日から7日を経過した日までを目安とする。)確実に休ませる。

福祉部・こども家庭局  
関係団体・機関 殿

福 祉 部 総 務 室 長

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る  
クラスターサーベイランスの基準変更について

このことについては、平成 2 1 年 7 月 2 8 日付け福総第 2 5 号により依頼しておりますが、今般、厚生労働省から平成 2 1 年 1 0 月 8 日付け事務連絡により、別添のとおり通知がありました。

社会福祉施設等の対応においては、下記にお示しするように「クラスターサーベイランスの基準」が変更されましたので、ご留意いただき、対応をお願いいたします。

なお、これ以外では、厚生労働省の通知にもあるように、社会福祉施設等の対応における大きな変更はありません。

記

1 クラスター(集団発生)サーベイランスの基準

施設等は、入所者、職員等において、

- ・インフルエンザ様症状を有する者の発生後 7 日以内に、
  - ・その者を含め 10 名以上<sup>※</sup>が
  - ・インフルエンザの診断がなされた場合は
- 当該施設等を所管する保健所及び県福祉部総務室に連絡してください。

※従前：「2 名以上」が、今回：「10 名以上」に変更されました。

2 報告の方法

別記様式 2 を用いて、各施設が速やかに FAX で管轄保健所 感染症担当係あて報告してください。併せて、奈良県福祉部総務室 (FAX 番号：0742-22-5709) へも報告願います。

※各保健所の所在地と電話番号及び FAX 番号は別紙のとおりです。

3 開始時期

1 0 月 1 2 日

福祉部総務室 総務調整係  
TEL：0742-27-8504  
FAX：0742-22-5709  
健康安全局健康増進課 感染症係  
TEL：0742-22-1101 (内線 3135、3138)  
FAX：0742-27-8262

## インフルエンザ様患者集団発生届出票

1 施設名		TEL					
2 施設所在地							
3 施設長名							
4 施設在籍者数		入所者数 : 名 (男) 名 (女) 名 (名) 通所者数 : 名 (男) 名 (女) 名 (名) 職員数 :		: 名 (男) 名 (女) 名 (名) : 名 (男) 名 (女) 名 (名) :			
5 患者数		入所者数 : 名 (男) 名 (女) 名 (名) 通所者数 : 名 (男) 名 (女) 名 (名) 職員数 :		: 名 (男) 名 (女) 名 (名) : 名 (男) 名 (女) 名 (名) :			
6 発生日ごとの患者数		月	日	名 (男)	名 (女)	名 (名)	
7 主 症 状							
8 備 考							
届出所属名		届出者氏名					
受理年月日		受理者氏名					

言記載例

別記様式2 (クラスターサーベイランス用)

インフルエンザ様患者集団発生届出票

1	施設名	〇〇保育所	TEL
2	施設所在地	*この届出は、7日以内に10名以上のインフルエンザ様症状の患者が発生した場合は、速やかに保健所に提出してください。	
3	施設長名		
4	施設在籍者数	入所者数 : 名 (男 名、女 名) 名 通所者数 : 105名 (男 53名、女 52名) 職員数 : 35名 (男 10名、女 25名)	
5	患者数	入所者数 : 名 (男 名、女 名) 名 通所者数 : 10名 (男 6名、女 4名) 職員数 : 名 (男 名、女 名) 名	
6	発生日ごとの患者数	10月 12日 4名 (男 2名、女 2名) 10月 14日 6名 (男 4名、女 2名) 月 月 日 名 (男 名、女 名) 名 月 月 日 名 (男 名、女 名) 名 月 月 日 名 (男 名、女 名) 名	
7	主症状	発熱、咳、咽頭痛、下痢	
8	備考		
届出所属名		届出者氏名	〇〇保育所 ◆◆
受理年月日		受理者氏名	□□保健所 △△

## 奈良県内保健所・管轄市町村一覧

保健所名	所在地及び電話番号	管轄市町村
奈良市保健所 保健予防課 感染症係	〒 630-8325 奈良市西木辻町200-46 TEL 0742-23-6173 FAX 0742-22-2869	奈良市
葛城保健所 健康増進課 感染症係	〒 635-0095 大和高田市大中98-4 (高田総合庁舎内) TEL 0745-22-1701 FAX 0745-23-8460	大和高田市・御所市・香芝市 ・葛城市・北葛城郡(上牧町・玉持町・成慶町・河合町)
桜井保健所 健康増進課 感染症係	〒 633-0062 桜井市栗殿1000 (桜井総合庁舎内) TEL 0744-43-3131 FAX 0744-46-3597	橿原市・桜井市・宇陀市・磯城郡(川町・三郷・田原町)・宇陀郡(曾根村・御杖村)・高市郡(高取町・明日香村)
郡山保健所 健康増進課 感染症係	〒 639-1005 大和郡山市植柳町3-16 TEL 0743-53-2701 FAX 0743-52-6095	天理市・大和郡山市・生駒市 山辺郡(山添村)・生駒郡(平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町)
吉野保健所 健康増進課 感染症係	〒 638-0045 吉野郡下市町新住15-3 TEL 0747-52-0551 FAX 0747-52-7259	吉野郡東部(桔野町・大滝町・下御・黒蓋村 ・天川町・下北町・上北町・川上村・東吉野村)
内吉野保健所 地域生活課 地域生活係	〒 637-0041 五條市本町3-1-13 TEL 0747-22-3051 FAX 0747-25-3623	五條市・吉野郡西部(野迫町・十津川町)

## 社会福祉施設等におけるクラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生を探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

### 社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、※3）

※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。

・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう  
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。

※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

### 迅速な連絡

### 保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

### 迅速な連絡

保健所は、施設等における感染状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

### 迅速な連絡

- ① インフルエンザ様症状を呈する入所者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

### 社会福祉施設等の施設長等

**【介護・老人福祉関係施設】**  
 ○養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム ○軽費老人ホーム  
 ○老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター  
 ○通所リハビリテーション事業所 ○老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設  
 ○小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所 ○老人福祉センター  
 ○認知症グループホーム ○生活支援ハウス ○有料老人ホーム ○介護老人保健施設

**【生活保護施設】**  
 ○救護施設 ○更生施設 ○授産施設 ○宿所提供施設

**【ホームレス関係施設】**  
 ○ホームレス自立支援センター ○緊急一時宿泊施設

**【その他施設】**  
 ○社会事業授産施設 ○無料低額宿泊所 ○隣保館 ○生活館

**【児童関係施設等】**  
 ○助産施設 ○乳児院 ○母子生活支援施設 ○保育所 ○児童厚生施設  
 ○児童養護施設 ○情緒障害児短期治療施設 ○児童自立支援施設  
 ○児童家庭支援センター ○児童相談所一時保護所 ○婦人保護施設  
 ○婦人相談所一時保護所 ○母子福祉センター ○母子休養ホーム  
 ○次の事業の実施施設等  
 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）  
 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）  
 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業  
 ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） ・家庭的保育事業  
 ・妊産婦ケアセンター

**【障害関係施設】**  
 （障害者自立援法関係施設・事業所等）  
 ○障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括支援事業を除く。）を行う事業所 ○障害者支援施設 ○地域活動支援センター ○福祉ホーム  
 ○地域生活支援事業を行う事業所（日中一時支援事業・盲人ホーム等障害者が通所する事業に限る。） ○小規模作業所（地方公共団体より助成を受けているものに限る。）

（身体障害者福祉法関係施設）  
 ○身体障害者更生援護施設（※）  
 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設  
 ○身体障害者社会参加支援施設  
 ・身体障害者福祉センター ・盲導犬訓練施設

（知的障害者福祉法関係施設）  
 ○知的障害者援護施設（※）  
 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮

（精神保健福祉法関係施設）  
 ○精神障害者社会復帰施設（※）  
 ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場

（知的障害児施設等）  
 ○知的障害児施設 ○知的障害児通園施設 ○盲ろうあ児施設 ○肢体不自由児施設  
 ○重症心身障害児施設 ○重症心身障害児（者）通園事業実施施設

（※）障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営できるとされたものに限る。

## 新型コロナウイルスへの対応項目

### チェックシート

施設・事業所名： _____		チェック実施日： ____年__月__日	
No.	項目	内容	チェック欄
1	組織（態勢）の整備	<input type="checkbox"/> 情報取扱担当者の選定 <input type="checkbox"/> 「施設内感染対策委員会」等の組織の立ち上げ	
2	医師との連携	<input type="checkbox"/> 嘱託医（医療機関）等との協議打合せ	
3	隔離スペースの確保	<input type="checkbox"/> 感染患者の発生時、隔離する個室等の確保	
4	連絡体制（網）の整備	<input type="checkbox"/> 利用者（家族等）・職員・関係機関の連絡網の整備	
5	基礎疾患を有する者及び妊婦等への対応	<input type="checkbox"/> 対象者の把握、かかりつけ医等との連携 <input type="checkbox"/> 職員における対象者については勤務態勢の検討	
6	備蓄物品等の準備	<input type="checkbox"/> 感染予防物品、医薬品、緊急時の食糧・日用品等の備蓄状況の検討と所要量の確保	
7	感染予防対策	<input type="checkbox"/> 感染予防対策の知識と対応方法について、職員研修の実施と利用者への周知	
8	健康管理	<input type="checkbox"/> 日常の健康管理、利用者・職員の健康観察（検温等） <input type="checkbox"/> 体調不良者の医療機関受診等の徹底	
9	休業等への対応	<input type="checkbox"/> 入所施設では事業継続を可能とする対応策 <input type="checkbox"/> 通所施設等では休業等にもなう代替サービス対応の検討	
10	想定訓練	<input type="checkbox"/> 利用者・職員から感染患者が発生した場合を想定した対応訓練の実施	